

■西宮市立甲山自然環境センター

減免規定の見直し（改定日：令和7年9月1日）

対象（個人／団体）		対象施設	減免率	
			現行	改定後
1	①市の公用使用 ②市内学校（※）における教育課程に基づく学習活動	①自然の家 ②キャンプ場の全ての使用料	100%	100%
2	各障害者手帳所持者（市民のみ） ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳	①自然の家（宿泊） ②キャンプ場（日帰り・宿泊）	100%	100%
3	市教育委員会が必要と認める市内の社会教育関係団体 ①ボーイ／ガールスカウト ②青少年愛護協議会 ③子ども会 など	①自然の家 ②キャンプ場の全ての使用料	100%	廃止
4	①市以外の公共団体 ②市内の地域団体 ③市内の社会教育関係団体 ④市内の社会福祉関係団体 など	①自然の家（宿泊）	50%	廃止
		①自然の家（貸部屋・研修室） ②キャンプ場（日帰り・宿泊）	100%	廃止

※市内学校には幼稚園や保育所等を含む